事業者向け支援施策一覧

令和5年2月1日現在

※各施策の内容と申請期間は変更になる場合がありますので、必ず取り扱い機関等にご確認ください。
※下線部は、変更点など注意が必要な箇所となります。

郡山商工会議所
KORIYAMA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

新たな取組みへの補助金（事業計画を作成）

■小規模事業者持続化補助金【中小企業庁】

第11回申請締切：令和５年２月20日まで

小規模事業者の販路開拓など新たなの取組の経費の一部を補助

補助上限：［通常枠］　50万円 ［賃金引上げ枠］ 200万円［卒業枠］ 200万円 ［後継者支援枠］ 200万円
［創業枠］ 200万円 ［インボイス枠］ 100万円
補 助 率：　2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインを含む）、
旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費
問 合 せ：補助金事務局　TEL.03-6632-1502　中小企業相談所　TEL. 024-921-2620・2621

■事業再構築補助金【中小企業庁】

第9回公募期間：令和5年3月24日18時まで

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

対　　象：以下の要件をすべて満たす企業・団体
①申請前の直近６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高がコロナ前同期と比較して10%以上減少
②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、
又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成を見込む
※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）
対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費　等
補 助 額：中小企業　100万円～1億円　　中堅企業　100万円～1.5億
補 助 率：中小企業　1/2～3/4　　中堅企業　1/3～2/3
問 合 せ：事務局　TEL. 03-4216-4080

■ものづくり・商業・サービス補助金【中小企業庁】

第14次公募：令和５年4月19日17時まで

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援

		補助上限	補助率
一般型	［通常枠］	750万円～1,250万円	1/2（小規模事業者等2/3）
	［回復型賃上げ・雇用拡大枠］	750万円～1,250万円	2/3
	［デジタル枠］	750万円～1,250万円	2/3
	［グリーン枠］	1,000万円～2,000万円	2/3
グローバル展開型		3,000万円	1/2（小規模事業者等2/3）

対象経費：機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費　　等
補助要件【基本要件】：以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行
①付加価値額 ＋3%以上／年　②給与支給総額 ＋1.5%以上／年　③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金＋30円
※回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて別途要件あり
問合せ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター　TEL. 050-8880-4053

■郡山市中小企業等向け専門家活用支援事業補助金【郡山市】

申請期限：令和5年3月31日まで

事業再構築補助金、ものづくり補助金に向けた事業計画策定に要する専門家費用の一部を支援

補助上限：10～30 万円（補助率 1/2 ）
※DXまたはGXを踏まえた取組みの場合
事業再構築補助金30万円・ものづくり補助金20万円
対象経費：令和5年3月31日までの間に専門家へ支払った事業計画の策定に要する費用
（謝金・旅費・コンサルティング又は研修に係る費用）
※消費税及び地方消費税額、他の補助金の交付の対象となる経費等を除く
専門家例：公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、中小企業診断士　等
問 合 せ：郡山市産業雇用政策課　TEL. 024-924-2251

新たな取組みへの補助金

■郡山市海外販路開拓等支援補助金【郡山市】

申請期限：令和5年2月28日まで

県外・海外での市産品の販路開拓に関する取組みに要した経費を補助

対　　象：以下の条件を全て満たす事業者
・市内に主たる事業所を有し、資本金または出資金が10億円未満の事業者
・市産品を販売している事業者、許可・認可・届出を必要な場合は受けている事業者
・補助金に関する事前相談を行っている事業者　など
補助上限：県外20万円、海外50万円　　補助率：1/2
対象経費：出展料、商品PR用写真・動画コンテンツ作成費、ECモール出店初期費用　など
問合せ先：郡山市観光課　TEL.024-924-2621

■BCP等策定等支援事業補助金【郡山市】

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

感染症や自然災害など緊急事態時の事業継続・早期復旧のための計画策定を支援

対　　象：市内に主たる事業所があり、市税等に滞納がない事業者（業種・規模問わず）
※支店・工場が独自のBCP策定等をした場合も対象
対象経費：BCP又は事業継続力強化計画を策定又は改定しており、そのために要した費用
（講師謝金、旅費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費等）
※令和4年4月1日以降の申請分は、令和4年4月1日以降に支払った経費に限る
補助率等：補助率4/5（1事業者当たり上限15万円）
問合せ先：郡山市産業雇用政策課　TEL. 024-924-2251（平日8：30～17：15）

■事業引継ぎ支援補助金【郡山市】

支援機関の支援を受けた事業引継ぎや引継いだ事業の販路開拓等に要する経費を補助

計画内容	対　　象	対象経費
事業引継ぎ	第三者承継	事業引継ぎに係る業務のための委託料、謝礼等
引き継いだ事業の販路開拓等	第三者承継、親族・社内承継	広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等

※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る
対　　象：上記に加え、
①会社分割若しくは合併若しくは株式譲渡を行う
②事業引継ぎ後も従業員を継続雇用見込みである（雇用している場合）
③市内で１年以上事業を行い、事業引継ぎ後もしないで事業を継続する見込み
補助率等：対象経費の1/2以内（第三者承継：上限30万円、親族・社内承継：上限10万円）
問合せ先：郡山市産業雇用政策課　TEL. 024-924-2251（平日8：30～17：15）

■ 人材育成補助金【郡山市】

公的機関等が実施する研修に参加する際の経費の一部を助成

対象事業：中小企業大学校、福島県ハイテクプラザ、福島県立テクノアカデミー郡山、
商工会議所、商工会などが開催する研修
補助金額：上限３０万円　　補助率等：1/2以内
対象経費：受講料と宿泊料（寮費）※宿泊料は県外に限る（前泊分・受講テキスト対象外）
申込方法：年間受講計画を策定、研修を申込のうえ研修開始日の10日前までに申請書類を提出
問合せ先：郡山市産業雇用政策課　TEL.024-924-2251

お店とお客様がつくる
情 報 ＷＥＢ サイト　こおりやま店ナビ

郡山市内600店舗以上の情報を掲載！登録店舗募集中！！

お店　お店が自分で発信する!!
〇PC･スマホから簡単に情報発信
〇操作が不安な方は事務局がサポート

お客様　お客様に紹介してもらう!!
〇お店への応援コメント投稿
〇SNSでの共有も可能

雇用継続支援

■雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例【経過措置】）【ハローワーク】

経過措置対象期間：令和5年3月31日まで

従業員を休業させる事業主へ休業手当などの一部を助成【対象が絞られました】

対　　象：令和2年1月24日～令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金コロナ特例を利用した事業所

経過措置の内容： 詳細は

判定基礎機関の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則 ※1	助成率：2/3 上限額：1日あたり8,355円/人	
	特に業況が厳しい事業主 ※2	助成率：2/3 日額上限額：9,000円/人	-

※1　生産指標が、前年同期比（令和元年から４年までのいずれかの年の同期又は過去１年のうち任意月との比較でも可）で１か月10%以上減少している事業主。

※2　生産指標が、直近３か月の月平均で前年、前々年又は３年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

お問合せ：コールセンター　0120-603-999（9:00～21:00）

■郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金（雇用継続支援補助金）【郡山市】

雇用調整助成金等の支給決定事業者に対し、休業の事業者負担分休業手当の一部を補助

対　　象：中小企業者で、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人のうち、市税等の滞納がない以下の事業者

１．国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主（助成率4/5）

２．雇用調整助成金等の支給決定を受けた者のうち、特に業況が厳しい事業主に対する特例の適用を受けた者（雇用調整助成金等の助成率2/3、日額上限額9,000円の事業主）

対象期間：令和２年４月１日～令和５年１月３１日

補助内容：下記計算式で算出した金額のうち、いずれか低いほうの金額

○計算上の休業手当事業者支払額×1/10

○計算上の休業手当事業者支払額ー雇用調整助成金等支給額

＊計算上の休業手当事業者支払額＝国の助成単価÷国の助成率×休業等延べ日数

問合せ：郡山市産業雇用政策課　024-924-2251

■郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金【郡山市】

雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士等への手数料の一部を補助

対　象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主

１．中小企業者で、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人

２．国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金含む）で、労働局長の支給決定を受けており、郡山市税等の滞納がないこと

対象期間：令和２年４月１日～令和５年１月３１日

補助内容：社会保険労務士等へ申請書作成のために支払った手数料又は報酬金額の10/10【上限20万円】

問合せ：郡山市産業雇用政策課　024-924-2251

■小学校休業等対応助成金・支援金【ハローワーク】

申請期限　R4.12/1～R5.3/31分　令和5年5月31日必着

子どもの新型コロナ感染や臨時休校により子供の世話が必要になった保護者の有給休暇支給分の一部助成

対　象：以下の①又は②に該当する者

①子どもの世話を保護者として行うことが必要となった**労働者**に対し、有給（賃金全額支給）の特別休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主・・・**助成金**

② 子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、**委託を受けて個人で仕事をする者・・支援金**

＊対象となる子ども（１～３のいずれか）＊

１．新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校など（**保育所等を含む**）に通う子ども

２．新型コロナウイルスに感染したなど、小学校などを休む必要がある子ども

３．医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

補助内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の10/10

支給額　：助成金（①労働者の場合）　R4.10～R5.3月：日額上限8,355円

支援金（②委託を受けて個人で仕事をする者）　R4.10～R5.3月：日額上限4,177円

問合せ：小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター　TEL 0120-876-187（全日9：00～21：00）

〃　　に関する相談窓口　TEL 024-536-2777（平日8：30～17：15）

融資制度（日本政策金融公庫関係）

■新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】

対　象：最近1ヵ月間等の売上高または最近1ヵ月を含む過去6ヵ月の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している方　等

○国民生活事業（限度額8,000万円）

返　済：設備資金20年以内、運転資金20年以内（いずれも据置5年以内）

利　率：6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）

○中小企業事業（限度額 直接貸付6億円）

返　済：設備資金20年以内、運転資金20年以内（いずれも据置5年以内）

利　率：4億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）

■［新型コロナ関連］マル経融資【日本政策金融公庫／郡山商工会議所】

対　象：当所の地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、最近1ヵ月間等の売上高または最近1ヵ月を含む過去6ヵ月の平均売上高が、前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内

返　済：設備資金10年以内（据置4年以内）、運転資金10年以内（据置3年以内）

利　率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）

融資制度（民間金融機関関係）

■新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】

取扱期間：令和5年3月31日融資実行分まで

対　象：直近１か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上減少することが見込まれる。（セーフティネット保証４号）

利　率：年1.5%以内（固定）　限度額：8,000万円　融資期間：10年以内（うち据置1年以内）

その他：利用の際には市町村の認定書が必要

申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

■伴走支援型特別資金【福島県】

取扱期間：令和5年3月31日融資実行分まで

対　象：下記１～３のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を作成した中小企業者

１．セーフティネット保証４号の認定を受けた　　２．セーフティネット保証５号の認定を受けた

３．以下①～⑦のいずれかに該当する方

①最近１か月間の**売上高**が前年同月の売上高と比較して**５**%以上減少している。

②最近１か月間の**売上高総利益率**が前年同月の売上高総利益率と比較して**５**%以上減少

③最近１か月間の**売上高総利益率**が直近決算の売上高総利益率と比較して**５**%以上減少

④**直近決算の売上高総利益率**が直近決算前期の売上高総利益率と比較して**５**%以上減少

⑤最近１か月間の**売上高営業利益率**が前年同月の売上高営業利益率と比較して**５**%以上減少

⑥最近１か月間の**売上高営業利益率**が直近決算の売上高営業利益率と比較して**５**%以上減少

⑦**直近決算の売上高営業利益率**が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して**５**%以上減少

信用保証料：上記1.2　国の保証料補助後の実質負担額 年0.20%

上記3　　国の保証料補助後の実質負担額 年0.20～1.15%

利　率：年1.5%以内（固定）　限度額：１億円　融資期間：10年以内（据置5年以内）

その他：セーフティネット保証を利用の際には市町村の認定書が必要

申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農業協同組合）

■融資返済計画変更等支援補助金【郡山市】

対象期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

要　　件：福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」及び郡山市中小企業融資制度「売上高等減少対策資金融資」を受けた市内の中小企業者が、福島県中小企業活性化協議会の支援を受けて経営改善計画、早期経営改善計画書を策定し、福島県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者

対象経費：福島県中小企業活性化協議会に事業利用申請を行い、経営改善計画策定にかかる費用のうち認定支援機関に支払った経費及び福島県信用保証協会に支払った信用保証料

補 助 額 ：補助対象経費全額

郡山商工会議所では無料の個別相談会を実施しています

■事業計画作成個別相談会

■雇用＆労務個別相談会

■グループ補助金・BCP策定個別相談会

左記テーマ別の無料個別相談会を随時開催しております。
お気軽にお問合せください。